

原村暴力団排除条例の概要

目的

暴力団の排除に関し基本となる事項等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、村民の安全で平穏な生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与する。

基本理念

- 暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本とし、社会全体として推進。
- 村、村民、事業者、暴力追放運動推進センター等関係団体が相互に連携、協力して推進。

村の責務

- 県、村民、事業者、関係団体と連携し、暴力団の排除の施策を総合的に推進。
- 青少年の暴力団への加入及び被害防止に向けた措置を講ずる。

村の事務、事業における措置

- 公共工事や村の事務、事業から暴力団員や暴力団関係者を排除し、入札などに参加させない。
- 下請やその他の契約の相手方としない。また、不当な要求を受けたときは村に報告。

公の施設の利用制限

- 公の施設の利用において、暴力団の活動を助長等すると認めるときは、利用の許可をしないことができる。
- 公の施設の利用許可後においても、利用の停止、許可の取り消しが可能。

村民等に対する支援

- 村民、事業者、関係団体が自主的に暴力団排除に取り組むことができるよう、情報の提供などの支援を行う。

祭礼等からの暴力団排除のための支援等

- 村は、祭礼、花火大会など、多数の者が集合するような行事の主催者等に対し、暴力団排除のため、指導又は支援を行う。

村民、事業者の責務

- 村民は、自主的かつ相互の連携協力により、暴力団排除の活動に取り組む。
- 事業者は、事業に関して暴力団と一切の関係を持たない。
- 村民、事業者は、村の暴力団の排除に関する施策に協力し、暴力団排除のための情報の提供に努める。

利益の供与の禁止

- 村民は、暴力団員等に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

暴力団の威力を利用することの禁止

- 村民は、債権の回収や紛争の解決等に暴力団の威力を利用してはならない。

広報及び啓発

- 暴力団の排除について、気運が醸成されるよう広報、啓発を行う。

安全・平穏な生活を守ろう！

原村暴力団排除条例

が制定されました。
(平成25年4月1日施行)

村では、暴力団の排除を推進し、村民の安全で平穏な生活の確保や社会経済活動の健全な発展を目的に、暴力団の排除について基本となる事項などを定めた、「原村暴力団排除条例」を制定しました。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。



暴力団を恐れない。

暴力団に資金を提供しない。

暴力団を利用しない。

村、村民、事業者、暴力追放運動推進センター等の関係団体が相互に連携、協力して推進します。

原村及び原村教育委員会では、1月15日に長野県茅野警察署と「原村の事務事業等からの暴力団排除の措置を講ずるための合意書」を締結し、警察との連携のもとに暴力団排除を推進します。

問 総務課総務係 電話 79-2111

もくじ

■原村暴力団排除条例制定	2-3
■春の全国火災予防運動	4
■原村成人式・有害鳥獣駆除	5
■くらしの情報	6-9
■行政情報	10-11
■保健・福祉の掲示板	12
■くらしのガイド	13
■はらむらとびっくす	14-15
■はじめましてもうすぐ2才です	16



●表紙写真/「白熱!! 全校百人一首大会」
1月11日に、中学校で「全校百人一首大会」が開催され、会場となった体育館では白熱した対戦が繰り広げられていました。
この「全校百人一首大会」は、生徒会企画委員会が計画したもので、各学年混合のグループに分かれて対戦をしていました。生徒たちは、日本の古典文化に触れながら、学年の枠を超えた親睦を深めていました。

■人の動き

- ・人口 7,921人 (-6)
- ・男 3,924人 (-4)
- ・女 3,997人 (-2)
- ・世帯数 3,019世帯 (+3)
- ・転入10
- ・転出7
- ・出生3
- ・死亡12

平成25年1月末現在。
()内は前月比。

春の全国火災予防運動

平成24年度全国統一防火標語

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

期間 3月1日(金)～3月7日(木)



空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となる季節を迎えます。この時期にあわせ、春の火災予防運動を実施します。

○運動の目的

一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐ。

○原消防署が実施する行事等

- ・火災予防啓発ポスターの配布
- ・消防車両等による巡回広報
- ・各事業所が行う自衛消防訓練の指導

○消防訓練・研修会への消防職員派遣

各地区、各事業所等が行う訓練や研修会に、消防職員の派遣を希望する場合は、事前に消防訓練実施通知書を原消防署まで提出して下さい。

問原消防署予防係

☎79・2442(直通)

春先は火災が
発生しやすい季節です

春先は空気が乾燥し風の強い日が多くなることから、火災が発生しやすくなります。また、屋外に限らず暖房のため灯油や豆炭を使う機会もまだまだ多く、誤った使用をした結果火災につながることもあります。

火気の使用や火の出る恐れのあるものの取扱いには十分注意してください。

昨年も、「たき火の不始末」による火災が発生しています!!

火災を予防するために、次の注意事項を守りましょう。

★注意事項★

- 枯れ草等のある火災が発生しやすいため、生しやすいたき火をしない。
- たき火等を行う時は、その場を離れず、終わったら後は完全に消火する。
- 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。

住宅防火、いのちを守るポイント

火災発生時にいのちを守るために、次のポイントを確認しましょう。

- ① 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ② 寝具、衣類及びカーテンなどの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器は、設置しましたか？

すでに、ご存知の方も多いと思いますが、住宅用火災警



報器の設置がすべての住宅に対し義務化されました。(新築の住宅では平成18年6月1日から、既存の住宅では平成21年6月1日から)設置に対するアンケートを行った所、現時点で村内に居住している方の住宅用火災警報器の設置率は、77.6%でした。昨年の設置率は、76.3%で年々設置率は上がっているものの、未だ100%には達していません。



逃げ遅れを防ぐ切り札は、住宅用火災警報器です! まだ設置していないご家庭は、すぐに設置しましょう!!

平成25年原村成人式

自らの意思で決断し、
未来へ前向きに

1月3日に、中央公民館で平成25年原村成人式が行われました。村出身、在住の新成人92名(男47名、女45名)のうち77名(男41名、女36名)が出席し、大人の第一歩を踏み出しました。



式典では、新成人を代表し男女2名が「成人のごとば」を述べました。芳澤優季さんは、「衆議院議員選で初めて投票し、一票を投じる大切さを知り大人になった実感と責任の重さを感じた。社会の一員として目標を持って、ひとつひとつ歩んでいきたいと思う。」と、笠原実季さんは、「悩んだ時間や失敗は、いつか成功した時に経験となる、自らの意思で決断していくことで、未来はどのようにも変えられると信じ前向きに生きていきたい。」と大人になった実感



と抱負を語りました。また、清水村長や来賓の方々から祝福や激励の言葉を受け、新成人たちは、大人として

の決意を新たにしています。式典の後には、記念撮影が行われ、華やかな振り袖やスーツに身を包んだ新成人は、晴れやかな笑顔を見せていました。

新成人が中心となって企画、進行を行った記念祝賀会では、中学時代の恩師らとともに、思い出話に花を咲かせ、「久しぶりに会う友人もいて、懐かしく嬉しい。」と再会を喜んでいました。

また、成人式を迎えるの感想を聞く、「両親に感謝の言葉を伝えたい。」「将来の夢のために一生懸命勉強したい。」「大人としての自覚を持って、自分の行動に責任を持ちたい。」などと話していました。



有害鳥獣駆除

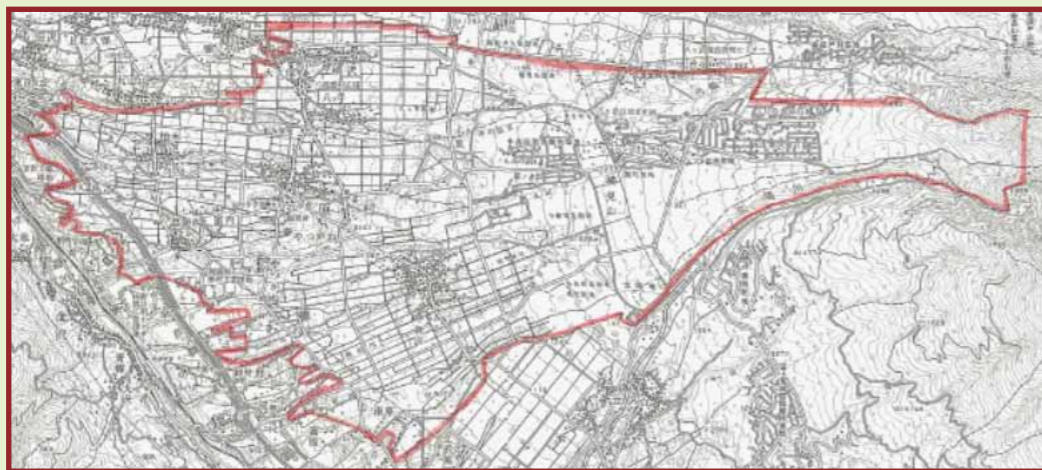
有害鳥獣の駆除を次の範囲で行います。

有害鳥獣駆除は、農作物や生活環境を守るための大切な作業です。

人手を掛けての追い払いや銃器を使用しての駆除を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、住宅付近では、銃器等を使用しませんのでご理解ください。

【有害鳥獣(シカ・イノシシ) 捕獲区域図】



実施期間:平成25年2月17日～3月31日までの
土曜日、日曜日、祝日

問い合わせ先

- | | | | |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| 茅野警察署 | 電話82-0110 | 諏訪地方事務所林務課 | 電話57-2919 |
| 原村警察官駐在所 | 電話79-2806 | 農林商工観光課農村整備係 | 電話79-7932 |